

# 日野町文化祭 出展・参加者募集

令和2年度日野町文化祭を、わたむきホール虹および図書館で開催します。

文化祭にふさわしい日ごろの文化芸術活動の成果を、ぜひ出展・発表してください。皆さんのすばらしい作品・発表をお待ちしています。

## ▶ 募集期間

8月1日(土)～31日(月) ※当日消印有効

## ▶ 参加申込方法

参加希望の方は、申込書に必要事項を記入の上、実行委員会事務局までお申し込みください。なお、申込書は、わたむきホール虹・図書館・各公民館・教育委員会事務局にあります。

## ▶ 開催日

### ● 展示の部

11月7日(土)～15日(日)

### ● 舞台発表の部

11月14日(土)・15日(日)

### ● 文芸の部

投稿作品集を文化祭期間中に配布します。

## ▶ 開催場所

- ・わたむきホール虹
- ・町立図書館

## ▶ 参加基準

- ・町内在住・在学・在勤する個人、団体。
- ・日野町に所在する文化団体の会員。
- ◇展示の部の出展数は、各部門とも原則として、**1人1点とします。**  
今までに日野町文化祭に出展された作品は出展できません。
- ◇舞台発表の部は、団体の参加とし、発表時間は1団体10分とします。

◆主催：一般財団法人日野町文化振興事業団・日野町・日野町教育委員会・日野町文化協会

◆申し込み・問い合わせ先  
〒529-1601 日野町松尾1661  
日野町文化祭実行委員会事務局  
(わたむきホール虹内)  
☎0748-53-3233

※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行い開催する予定ですが、今後の状況により開催中止または一部内容が変更となる場合があります。

日野町文化祭期間

11月7日(土)～15日(日)

## 展示の部

### 【部門】

- 絵画…10号以上50号までとし額装すること。
- 彫刻彫塑…縦・横60cm、高さ100cm以内
- 写真…四つ切り以上全紙以内で額装または枠装すること。
- 書…用紙の大きさは、半切(縦137cm×横35cm)以内であれば大きさは自由(軸装・パネル装・額装可)
- 押し花絵 ● 人形 ● 手芸 ● 陶芸 ● 木工
- 七宝焼 ● 華道 ● 園芸 ● その他

【搬入日】11月6日(金) 午前9:00～午後5:00

※搬出は最終日(11月15日)の午後4:00以降です。

※保育所・幼稚園・学校作品も展示します。

## 舞台発表の部

### 【部門】

- 楽器演奏 ● 大正琴 ● 邦楽 ● 民謡
- 詩吟 ● 舞踊 ● 剣詩舞 ● 江州音頭
- 謡曲 ● カラオケ ● ダンス ● その他

## 文芸の部

### 【部門】

- 短歌(1人3首以内) ● 俳句(1人3句以内)
- 川柳(1人3句以内) ● 詩(1人1篇)
- 随筆(400字詰原稿用紙5枚以内1篇)
- \*短歌・俳句・川柳の部門について作品集への掲載はそれぞれ1作品ずつとなります

【審査】選者により審査を行います。



# みんなで支えあう 国民健康保険

医療費が高額になるときは…

高額療養費制度・限度額適用認定証をご利用ください

## 高額療養費制度とは

高額療養費は、医療機関で支払った一部負担金が高額になった場合に、自己負担限度額を超えた金額について申請により支給を受けることができる制度です。(ただし、保険適用とならない診療や入院時の差額ベッド代、食事代等は支給対象となりません)

自己負担限度額は、70歳未満の方と、70歳以上の方(後期高齢者医療制度対象者を除く)で異なり、また世帯の所得区分によっても異なります。

申請方法など、詳しくは住民課保険年金担当へお問い合わせください。

● **70歳未満の方** 同じ方が同じ月に、同じ医療機関に支払った自己負担額が下表の限度額を超えた場合に対象となります。

所得要件※1	自己負担限度額	
	年3回目まで	年4回目以降※3
901万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
600万円超～901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
210万円超～600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
210万円以下	57,600円	
住民税非課税※2	35,400円	24,600円

● **70歳以上の方** 同じ月に医療機関に支払った金額が下表の限度額を超えた場合に対象となります。

所得区分		自己負担限度額			
		外来 [個人単位]		外来+入院 [世帯単位]	
		年3回目まで		年4回目以降※3	
現役並み 所得者※4	課税標準額※6 690万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%		140,100円	
	課税標準額※6 380万円超	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%		93,000円	
	課税標準額※6 145万円超	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%		44,400円	
一般	18,000円 (年間144,000円上限)	57,600円			
住民税 非課税	Ⅱ※2	8,000円	24,600円		—
	Ⅰ※5		15,000円		—

※1 同一世帯のすべての国民健康保険被保険者の年間基準所得額。

※2 同一世帯の世帯主およびすべての国民健康保険被保険者が住民税非課税の方。

※3 過去12か月の間に同じ世帯で4回以上高額療養費の支給を受けたときの自己負担上限額。

※4 同一世帯に一定所得(145万円)以上の70歳以上の国民健康保険加入者がいる世帯。

※5 同一世帯の世帯主およびすべての国民健康保険被保険者が住民税非課税で、所得が一定基準に満たない方。

※6 課税標準額とは、地方税法上の各種所得控除後の所得。

## 限度額適用認定証等の交付について (更新受付を行っています)

手術や入院等によりひと月の医療費が高額になることが事前に分かっている場合は、医療機関への支払いが限度額までとなる「限度額適用認定証」や自己負担限度額と入院中の食事代が減額となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」を対象の方に交付しています。

これらの認定証の有効期限は7月31日となっていますので、8月以降も引き続き必要とされる場合は、事前に郵送した申請書を住民課保険年金担当まで提出してください。

新たに認定証を必要とされる場合は、被保険者証と印鑑(朱肉を必要とするもの)、個人番号(マイナンバー)がわかる書類、本人確認ができるものをお持ちのうえ、住民課保険年金担当で申請してください。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6584